

第二十四回国会 参議院法務委員会會議録第八号

昭和三十一年三月十二日(月曜日)午後二時二十八分開会

委員の異動

三月二日委員野村吉三郎君辞任につき、その補欠として松野鶴平君を議長において指名した。

三月五日委員井上清一君辞任につき、その補欠として小瀧彬君を議長において指名した。

三月六日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として栗山良夫君を議長において指名した。

三月七日委員小瀧彬君及び栗山良夫君辞任につき、その補欠として井上清一君及び亀田得治君を議長において指名した。

三月八日委員井上清一君辞任につき、その補欠として中川以良君を議長において指名した。

三月九日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

三月十日委員中川以良君辞任につき、その補欠として井上清一君を議長において指名した。

本日委員泉山三六君、大谷養雄君、大屋晋三君、西郷吉之助君、松野鶴平君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として石井桂君、野本品吉君、中川幸平君、青柳秀夫君、西川弥平治君及び亀田得治君を議長において指名した。

委員

一松 定吉君
亀田 得治君
宮城タマヨ君

青柳 秀夫君
石井 桂君
西川弥平治君

中川 幸平君
野木 品吉君
赤松 常子君
小林 亦治君
中山 福藏君
羽仁 五郎君
市川 房枝君

衆議院議員

法務委員長 高橋 禎一君

政府委員

法務政務次官 松原 一彦君

事務局側

常任委員長 西村 高見君
会専門員

法制局側

法制局長 奥野 健一君

説明員

法務省民事局参事官 平賀 健太君

最高裁判所
長官代理者
(事務総局長)

宇田川潤四郎君

家庭局長

宇田川潤四郎君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○司法書士法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

○土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田なほ子君) それではただいまより法務委員会を開会いたします。(内閣提出、衆議院送付)

議事に入ります前に、委員の変更について御報告をいたします。三十一年三月二日付野村吉三郎さんが辞任せられました。三月五日に井上清一さんが辞任せられました。三月六日亀田得治さんが辞任せられました。三月七日小瀧彬さんが辞任せられました。三月八日井上清一さんが辞任せられました。三月九日亀田得治さんが辞任せられました。三月十日中川以良さんが辞任せられました。三月十二日藤原道子さんが辞任せられました。三月十二日泉山三六さん、大谷養雄さん、大屋晋三さん、西郷吉之助さん、松野鶴平さん、以上五名が辞任せられました。次の方が補欠になりました。石井桂さん、野本品吉さん、中川幸平さん、青柳秀夫さん、西川弥平治さん。

以上で委員の方々の御紹介を終わります。

○委員長(高田なほ子君) 続いて理事補欠互選の件を議題といたします。

本委員会の理事でありました井上清一さん、亀田得治さんの御両人が一時委員を辞任せられ、理事が二名欠員になつておりますので、その補欠互選を行いたいと思つて存じます。互選の方法としては、その指名を委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 異議ないと認めます。よつて委員長は理事に井上清一さん、亀田得治さんの御両名を指名いたします。

○委員長(高田なほ子君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。まず提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(松原一彦君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称

は、その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております関係上、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴い、簡易裁判所の名称もまたこれを改める必要があらざるので、福岡県宇島市が設置され同市の名称が豊前市と変更されたことに伴い、八原簡易裁判所の名称を豊前簡易裁判所と改める等合計七簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。

第二は簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、関係簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要があらざるので、埼玉県北足立郡吹上町の設置に伴い、熊谷簡易裁判所の管轄に属する同県北埼玉郡下忍村の区域を大宮簡易裁判所の管轄に変更するものを初めいたしました。合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

なお、以上説明いたしました簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましては、いずれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくし、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) 別に御異議がなければ、本案につきましては本日はこの程度にして、次の議題に移らうと存じます。

○委員長(高田なほ子君) それでは次に司法書士法の一部を改正する法律案及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題に供します。両案について御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○小林亦治君 この両法案とも今日の時世におきましては、これは当然かような立法がされてしかるべきと考えているので賛成なものであります。一日も早く通してあげたいと思っておりますが、念のためこれを提案者に二、三の点を伺つてみたいと思つております。よろしくご意見を伺いますか。

○委員長(高田なほ子君) どうぞ。

○小林亦治君 たいだいまのところの統計によりますと、司法書士の正式に会員になつて居るものが全国で約八千三百人、調査士の場合は五千九百人であるのに、実際は司法書士の業務を行なつておられる司法書士会に入つていないものが約四千三百名、調査士の場合は約九千三百名もいるのであります。このうち多数の方々がそれぞれに書士会あるいは調査士会があるのに入つておられない、これはどういたうかであるか、その原因やなんかについてお調べになっておられますか、どうぞその点を伺いたいと思つております。

○衆議院議員(高橋積一君) お尋ねの点につきましては衆議院の法務委員会

としましてはいろいろ調査もし検討を加えたわけでありまして、統計に現われておりますように、多数の方が司法書士会なり、あるいは土地家屋調査士会に入会していらつしやらないのは、やはりこれが現行法では御存じのよう任意加入ということになつておられますから、加入しなくてもその業務を遂行していく上に何らの支障がないということ、いま一つは何か一つの会に入つて、その規則を受けるといつたようなことの大前提であるといふことについて十分お考えになつたり、あるいは、そういう方向に向つての熱意を十分お持ちにならないといふことから、こういうふうな結果になつておるものであらう、そういうふうな考へたわけでございます。

○小林亦治君 そこで会に入つてないこれらの方々が、今度はそれぞれの会またはそれぞれの連合会といふものができるということになると、いやでもお入りも、これは入らなくちゃならぬ、そのことについて何かどういふ空気がありますか。まあ、端的に申しますと、入りたくないが入れなくあつたらぬという情勢にあるのか、まあ当然これは入るべきであり、そのあつたらぬ、それに協力して会あるいは連合会にも入すという態勢になつて居るか、あるいはそういう空気が反対運動といふものが出ておるならば、どういふ理由から反対運動をしておられるか、情勢におくれるので、できたらそれじゃ喜んで入らうといつたような気分であるのか、お調べがあればその点を一応伺つておきたいと思つております。

○衆議院議員(高橋積一君) お尋ねの点につきましては、やはりいろいろ検討

いたしましたその結果によりまして、見通しをいたしました。今度法律が改正されて司法書士会なり、あるいは土地家屋調査士会及びこれらの連合会といふものがそのおのおのの職責を遂行していく上に非常に有益なものである、そして都合のいいものであるといふことを十分理解していただいて、喜んでこれに加入していただけるものである、そういうふうな考へております。さらにこの法案を提出いたしますと、やはりその点に大いに考へられるところがあつたと存じます。現在の会にも加入される方が非常に多くなつて参つておる次第であります。こぞつてこれに喜んで加入されるものである、そういうふうな見通しをもつておる次第であります。

○小林亦治君 そこで、憲法では職業選択の自由ということが掲げられておる。かような自由を設けて、それに所属しなければ業務ができません、こういうことになりまして、それは憲法違反じゃないか、職業選択の自由が保障がらうというものに加入しなければならぬ。それから従来やつておつたもので能力があり経験があり、歴史のある者でも入らなければやはり業務権といふものが、営業権、つまり資格そのものを失う、こういうことになりまして、先ほど申し上げた憲法の職業の自由には抵触するんじゃないかという疑いもなきはないのであります。この点いかがです。

○衆議院議員(高橋積一君) そういう点につきましてはいろいろ考へる余地があると思つて検討いたしましたわけ

でございますが、御承知の通り司法書士につきましては土地家屋調査士にいたしまして、非常に公共性のある仕事であります。従つてその職につく人には法律上一定の資格を認める、こういうことになつておられますので、そういう人たちがその職責を法律の精神に従つて十分果していくという方向に向つて会を設立し、そしてその力の力によつてさらに一層切磋琢磨して、そしてみずからその職責を果し、国家の要請にこたへるといふ、こういう考へ方は決して憲法に違反するものでない、こういう見解に立つておるよ

○小林亦治君 御説明を伺つて私どもはより安心をしてこの両法案に賛成できる次第ですが、最後に伺いたい点は、司法書士連合会、それから調査士連合会もこれ同様なんです。会則を制定、あるいは変更、改正、こういうものには何ら法務大臣との権限の關係が明確になつてない、あるいはそれは全然いらないように何つておるのです。連合会と法務大臣との法的關係は一体どういふふうな解釈したらいいのか。それからもう一つつけ加えて、司法書士の場合は、これは法務局長がすべて監督権をもつておるようです。この点はちよつと足らぬじゃないかという気がするのであります。もう少し、地方の法務局というものは小さなものでしやう、御存じの通り、局長なんか大して偉い人がなつて居るんじゃない。そういうポストに全部の会の監督権をまかしていいのかわるか、心配がないのかわるか、そういう点を伺つておきたい。

○衆議院議員(高橋積一君) その点についてはなお詳細、法務省側の方もい

らつしやいますので説明を補足していただければ結構だと思つております。先ほどお話のありましたように、まあ憲法の問題を解決して参りますためには、あまり法務大臣の権限が強くないことは好ましくないと思つておられます。それからいふ自由を放任しておくといふこともその仕事の趣前からよろしくないと考へますので、その二つの考へ方の調和点を申します。その二つの線を見出して進むべきだ、こういう見解に立つておるわけでありまして、司法書士会、あるいは土地家屋調査士会におきましては、会則を定めます場合に法務大臣の認可を必要とするといふことによつてその調和がとれる、そして御質問の各連合会と法務大臣との法的關係といふことにつきましては、各司法書士会なり、あるいは土地家屋調査士会とのそれは若干趣きを異にしてありますが、まあ会則の認可なり、あるいはその認可をしない旨の処分をするといふような場合には、法務大臣が司法書士会、あるいは土地家屋調査士会の各連合会の意見を聞いて、そしてこれを行つていくところ、か

○小林亦治君 全国の司法書士の場合なんです。数が非常に多いのであります。一万二千七百五十何名で、弁護士の数は約この半分と記憶しております。六千名くらいですか、ただ東京だけがわずかに千三百三名、弁護士の数よりはるかに少い。これと対比し

らつしやいますので説明を補足していただければ結構だと思つております。先ほどお話のありましたように、まあ憲法の問題を解決して参りますためには、あまり法務大臣の権限が強くないことは好ましくないと思つておられます。それからいふ自由を放任しておくといふこともその仕事の趣前からよろしくないと考へますので、その二つの考へ方の調和点を申します。その二つの線を見出して進むべきだ、こういう見解に立つておるわけでありまして、司法書士会、あるいは土地家屋調査士会におきましては、会則を定めます場合に法務大臣の認可を必要とするといふことによつてその調和がとれる、そして御質問の各連合会と法務大臣との法的關係といふことにつきましては、各司法書士会なり、あるいは土地家屋調査士会とのそれは若干趣きを異にしてありますが、まあ会則の認可なり、あるいはその認可をしない旨の処分をするといふような場合には、法務大臣が司法書士会、あるいは土地家屋調査士会の各連合会の意見を聞いて、そしてこれを行つていくところ、か

て考えてみまするに、この法案の第二
条の資格要件なんですが、非常に簡単
にできておることつけ合せて考えて
みまして、一体これほどたくさんの方
がいるという事は、需要に對して多
過ぎはしないか、こういうことなんで
す。それから門戸開放があまり簡単過
ぎて今日の国民の教育水準によつて
は大がいの者はこれやろうと思え
なれる、第二条の資格くらいは、これ
は第一号はともかく第二号の資格を
もっている者はたくさんいるんですか
ら……。こういう点についてやはり国民
に對する特別な知識をもつて協力する
職業なんです。それから、資格要件を
厳格にするということ、数をむやみ
にふやさないように、何かそういう配
慮がありますかどうか。これはむしろ
法務当局の方からでも伺えはけつこ
うだと思ひます。

○委員長(高田なほ子君) 法務省から
平賀参事官も参つておりますから、法
務省側の御答弁をお願いいたしまし
う。

○説明員(平賀健太君) ただいま御質
問のように、従来におきましては資格
要件が比較的軽くござりました上に、
さらに現行法のもとにおきましては地
方法務局の監督ということが十分に
行き届きませんでした。どちらかと申
ますと野放しと申しますか、そん
な傾向がなきにしもあらずであつた
のでございませう。非常に数がふえ
てきたのでございませう。今回の衆議
院におきましては、提案されました
法律案によりまして、司法書士につ
きましても土地家屋調査士につ
きましても、それぞれ資格要件を三年

とあつたのを五年、あるいは二年と
あつたのを五年というふうに取り上
げられておるか、さらに司法書士につ
きましては従来選考というものがは
つきまはり規定には出ていなかった
ので、第四号の改正でもつて選考
というものをはつきり入れまして、
従来は司法書士法の第二条の第一号
に該当する人々につきましては選考
といふことはやらない建前になつて
おつたのでありますが、これもやはり
司法書士として適格であるかどうか
とを考へて、従来のような弊害は相
当に去るべきではないか、こういう
ふうに考へます。

○小林亦治君 それならばですね、今
回のこの法案の第二条第一項第一号
なんです、「裁判所事務官、裁判所書記
官、裁判所書記官補、法務事務官又は
檢察事務官」と、こうありますが、
士の事務官はここに何にも考慮され
ていないんです。この法曹交流ある
一元化の点で弁護士もこれは同等に
取り扱つてきておるんです。弁護
士に對する点については何ら考慮が
払われていないようでありませうか
。○衆議院議員(高橋碩一君) その
点につきましては當然資格を考へる
というふうには考へておりませう
。第二条の二号に、「前号に掲げる
者」と同等以上の教養及び学力を
有する者、これを考へて認可する
。この立派をとつておるんです。法
律事務所等においてこの方面の御
勉強なさつた方はこの二号に當つ
てこの職につき得る道が開かれて
おる、こういうふうに御了承願
ひたいのであります。

とあつたのを五年、あるいは二年と
あつたのを五年というふうに取り上
げられておるか、さらに司法書士につ
きましては従来選考というものがは
つきまはり規定には出ていなかった
ので、第四号の改正でもつて選考
というものをはつきり入れまして、
従来は司法書士法の第二条の第一号
に該当する人々につきましては選考
といふことはやらない建前になつて
おつたのでありますが、これもやはり
司法書士として適格であるかどうか
とを考へて、従来のような弊害は相
当に去るべきではないか、こういう
ふうに考へます。

○中山福藏君 関連してあつと……、
ただいまのところは大へん全国の弁
護士の事務官に大きな影響のある
点だと思つておるんですが、その
影響の大きさをどうお考へされて
おるのか。これは大へんに影響
がある大きな問題だと思ひます。
これはあなたは今御解釈のように
簡単に化するという必要があるの
じゃないか、御意見を承りたい。

○衆議院議員(高橋碩一君) 先ほど申
上げたように、弁護士の事務所、
すなわち法律事務所において実務に
當つた方、そういうのを特に裁判
所事務官、裁判所書記官等と、
すなわちこれらに對する官職に
あつた人たちと同じように取り
扱つておらないわけでありませ
う。先ほど申し上げた実務にお
ける方は第二号に該当するもの
としてその選考を得認可される
といふこと、十分目的は達成でき
るのだと、こういうふうにお考
へておるわけでありませう。従
つて、特に法律事務所にお
ける方々、これは法務省に對し
て、この法律の目的は達
し得ると、こういう見解に立
つておるわけでありませう。

○中山福藏君 これは考へ方が非常
に古い官僚主義の私考は考へ
方ではないかと思つておるん
です。いつでもこの官界の法
律事務に携わつておる人
に對しては、特別の特
遇を考へておるのか、これは
一応やはり法案の上にも
こういふことは必要であ
らうと思つておるんです。特別選

考の場合これは一般人のうちから選
考するといふことではないん
だと思つておるんです。その
点について、これは大へんに影
響がある大きな問題だと思ひ
ます。これはあなたは今御解
釈のように簡単に化するとい
ふ必要があるのじゃないか、
御意見を承りたい。

○衆議院議員(高橋碩一君) この立案
者側におきましては決して官
僚的な氣持を持つていたわけ
ではないと思ひます。ただ第二
号の一号にいわゆる官職に
あつた人たちを列挙いたしま
した。それによつて一定の年
限を定めておる。これは、
一定の試験を経てここに
至つておられるわけであり
ませう。すなわち、公務員
を採用するだけの資格を持
つておられる方々、こ
こに入つておられるわけ
でありませう。ところが、
法律事務所に勤務する
方々には、法律上認め
ておられない資格と
いふものがある。そこ
にやほりむしろ差
異を設けた方が、
ほんとうのこの
教養、学力のある
方々をこの職につ
かせる、
そういうふう
に考へたわけ
でございませ
う。

○中山福藏君 もう一つその点につ
いてお伺いしたい。なるほど
一定の資格があるといふことは
私もよく存じておるんですが、
しかしこれは検事局に勤める
人と、民事裁判所に勤める
人と、刑事裁判所に勤める
人との立場を考へておるん
です。これはその方に專
念しておるんです。自分の
知識といふものは、
どこが弁護士の一般法律事務
に携わつておる者、
刑民双方に通

考の場合これは一般人のうちから選
考するといふことではないん
だと思つておるんです。その
点について、これは大へんに影
響がある大きな問題だと思ひ
ます。これはあなたは今御解
釈のように簡単に化するとい
ふ必要があるのじゃないか、
御意見を承りたい。

考の場合これは一般人のうちから選
考するといふことではないん
だと思つておるんです。その
点について、これは大へんに影
響がある大きな問題だと思ひ
ます。これはあなたは今御解
釈のように簡単に化するとい
ふ必要があるのじゃないか、
御意見を承りたい。

○衆議院議員(高橋碩一君) 裁判所事
務官、あるいは書記等の公職に
あつた方は先ほど申し上げた
ように一定の資格を持つて
おる。しかしお説のごとく
やはり仕事の内容によつては
一応考へられるのでありませ
う。従つて、
行法を改めて、一応長
の選考によつて
認可する、
こ
ういふ
ふう
に
考
へ
ら
れ
る
の
で
あ
り
ま
せ
う。

○中山福藏君 ちよつと提案者にお
伺いしますが、この司法書士法の
改正、あるいは土地家屋調査
士法の改正といふことにつ
いては、二年あるいは三年
といふ実地の試験を持つて
いなければ、それを今度
は拡大して五

○中山福藏君 ちよつと提案者にお
伺いしますが、この司法書士法の
改正、あるいは土地家屋調査
士法の改正といふことにつ
いては、二年あるいは三年
といふ実地の試験を持つて
いなければ、それを今度
は拡大して五

○中山福藏君 ちよつと提案者にお
伺いしますが、この司法書士法の
改正、あるいは土地家屋調査
士法の改正といふことにつ
いては、二年あるいは三年
といふ実地の試験を持つて
いなければ、それを今度
は拡大して五

年……両方とも五年だろうと思つての
すが、そういうことにはしてあるわけ
です。これは近ごろよくはやりませ
ね。既得権を得たというより団体の
人々は、できるだけ門戸を狭めて一
自分なんかの地位を擁護していき
いうような傾向を帯びておる社会の情
勢にあると私は見ておるのです。そ
で本年度の予算をぐら下さいませ
も、二十五万人も新しく就職させ
いうような、昨年度に増して三万人
いうようなものを、吸取力を増して
というよりなことで書いてある、
できるだけ失業者がないよう取り計
らわなければいかぬという国家の大
針というものと、ある意味において
いう門戸を狭めるといふことは、失
業者を多数に出すという意味にも
じゃないかと思つます。その調節とい
うものがどういふ法律案を作ると
す。私どもはなるほど選挙によつて
さしていただいておる。有権者の方
にはまことにありがたい気持ちで
おるのですが、国家本位に働け、国民
全体の代表といふことからいふ問
題も取り上げてやはり厳格にこれは
査していく必要があると私は見て
る。それでこの法案を見て、二年の
を得られた方は、自分がその資格が
かつたという自覚の上に立たなければ
この改正案といふものは出さなけれ
ですね。それで、二年で資格を得ら
た方は資格があつて、これから先は
年たないといふ資格が得られないとい
この矛盾の点をもう少し明快に御説明
を承わりたい。

○衆議院議員(高橋一君) 私どもは、
前にその資格を得ておられる方々、す
なわち既得権者のみを擁護して、そ
してこれから新しくその道に入つて
よるとされる方々の門戸を閉ざす、
ういつたような意図をもつてこの法案
を考へたわけでは決してないのであり
ます。申し上げるまでもない、例を司法
書士にとりますとすると、何と申しま
しても他人の囑託を受けて裁判所、検
察庁、または法務局もしくは地方法務
局に提出する書類を作成されるわけ
であります。この書類の作成といふこと
は一面において民事、刑事にわたり
民の権利義務に重大な関係を持つて
おりますので、そしてまた裁判、検察、
法務行政の公正迅速の運轉にも関連が
ありますので、その質をできるだけ向
上させて、そしてその職責を十分果
していただくようにしていきたい。
その程度をどの辺に求めるかとい
うことにつきまして、現在の諸般の
実情から見ましてこの法案の程度に
することが適当であらう、そういうこと
を考へまして立案いたしましたわけ
でございます。私は先ほど小林委員から御心
配のありましたような点、それに対し
て法務当局からも御答弁がございま
したが、あの趣旨を十分考へ、そして実
力のある方々には決して門戸を閉ざす
ものでない、こう考へますし、それ
から既得権を持つていらつしやる方々
は、御説のような点につきましても
いろいろとその後実務に習熟していら
しやいますし、なおこれに対してこ
の法案で考へております司法書士会、
あるいは土地家屋調査士会に強制加入
といふこととし、さらに全国的な連合
会をも組織して互いに切磋琢磨して
参りますところにこれまで職につい
ていらつしやる方々は十分その責任が果

るのだ、そういうふうな考へておるよ
うな次第でございます。
○中山福藏君 あなたののおつしやるこ
とはよくわかるのです。そういうふう
に説明しなければこの法律の改正案は
これは成り立ちませんよ。あなたのよ
うに説明しなければ成り立たぬ。しか
し一歩退いて冷静に厳格にこれをい
ろと検討してみますと、なぜ二年
のものを五年に幅を広げなければなら
ぬかといふ、その二倍以上の、二倍半
の幅の延長はあまりにひどすぎる
をして、自分の力といふものはなるほ
どすべての法律事務を処理していくに
不足だといふ自覚の上に立たなければ
この改正法律案は出せないわけ
ね、これは論理から言つて。それを二
倍半にこれを延長されるということが
私はあまりにとつびな考へ方じゃな
かといふ気もするのですが、されば
言つてこれは既得権者の方々の権利を
剝奪しようなどという乱暴なことは言
いませんよ。しかしながらどうもその
点合点がいかぬのです。もういふ二
倍半にこれを延長するといふ理由はど
こにあるのですか。二年の体験を得た
人が今更ですとやつてこられた、そ
れを二年を四年にするのならともかく
として、それを五年にするのはどうい
うわけですか。それはあなたがおつ
しやるようにすべて他人の権利義務関
係を処理する者はむしろ五年より十年
だと思つておられます。十年の上に二十
年の経験をやらさらさらにつくこと
しよう。しかしながら二年の体験を得
た人が今日更ですとに処理して来ら
れた。それをさらに二倍半に延長する

といふことはこれはやはり一つの門戸
を締め切るような感じもしますが、私
は今更の方々に對してはやはりけつ
ころその事務といふものはやつてい
るものだと思つて。あなたの今言われ
るより弁護士の連合会に入るとか、司
法書士会に入るといふことは私も弁護
士だからよくわかる。よくわかつて
いるが、しかしそれとこれと結びつけ
るの御説明では納得がいかぬ。それで
問題が違ふと思つて。二年のものを二
半、三年に延長されるというのほど
いうわけですか。
○衆議院議員(高橋一君) おつし
る通りこの年限は三年といふのを五年
に改める、そんなに大幅に改正をし
いで、三年半くらいにし、あるいは四
年にし、というよりな考へ方もあり
得ることと存じますが、私の方で立案
いたしました当時の意見といたしまし
ては何といたしましても裁判、検察一
般の司法事務といふものが複雑化して
参つておりますよな実情からみまし
て、そのこの法律がしよつちゅう改正
すべきものでない、法律にはやはりあ
る程度安定性を持たせることが必要だ
といふような考へ方から今日まで改正
のなかつた法律をこの際改正するとす
れば、案にありますがよな年限の実務
に従事される、こういうことが必要で
あるといふ、そういう考へ方に立つた
わけでございます。

○中山福藏君 もう質問いたしま
せん。私予算委員会の方へ参りますか
ら、これで一つよろしくお願いいたし
ます。
○委員長(高田なほ子君) 他に御質疑
がなければ、両案とも御質疑が終了
いたしましたものと認めて御異議ございませ
んか。
「異議なし」と呼ぶ者あり。
○委員長(高田なほ子君) 御異議ない
と認めます。
それではこれより討論に入ります。
両案につき御意見のおありの方は賛否
を明らかにしてお述べを願います。
○一松定吉君 本案に賛成いたしま
す。別に修正すべきところもありません。
○小林亦治君 私も本案には賛成であ
りますが、ただ一つ申し上げておきた
いことは監督権の問題なんです。か
うな会であるいは連合会、ある種の業務
についてかようなワクを設けますと
いうことになりますると、行政書士、
それからあるいはその他の特殊な書士を
有するところの職業団体がごんごん
を結成し、連合会を組織し、一つの、ま
あ強く申し上げますれば特許的なそ
ういったもののグループを作りやすい。
作るとはまことにけつこうであり、
社会正義の上からも、国家機構の上か
らまきわめて私は不賛成ではありませ
ん、むしろ賛成であります。とかく
そつちゅうに、監督権といふものは及ばな
い。そういうことになりやすい実例を
たくさん知つておりますが、監督権を
十分にしていただきたいと思います。それから中
山委員とはあるいは意見が反対もあ
りませんが、失業者を救済するのあま
り門戸を開放しすぎても、この種の業
務に對しては、これは逆効果である。む
しろ私の方は今後より厳選しなければ
ならない。数もすてに弁護士の倍を上
回る一万二千といふのが全国におるの
です。かように私はたくさん要らない

と申す。と申しますのは、これはある地方の実例なんでありまして、自転車に乗って御用聞きをして歩く司法書士がおります。それからたのんでも、これはちよつと研究しなければならぬから、預かつておくといいたようなこととて三日も四日も代書の委託を受けながら、机の中にしまっておいて、簡単なことでも方々回ってようやく官庁の窓口に出すといつたようなお粗末な司法書士があるのであります。これは現にあるのであります。そういう点を考えてみますると、かようなりつばな整備法ができるチャンスを得らうと門戸をくつと引き締めて、地位と内容を高むるの考慮がなければならぬのであります。そのためには自治権を、会あるいは連合会にまかして自後の監督をよほど厳にしていたら、特許権を与えて内容のしまらないものをたくさん作るといふことの弊に陥りやすいのでありますから、当局は十分この点に御留意下すつて、こういう会ができ、連合会ができたならば、まずまず地位が高まり、信頼も厚くなつたといふふうな発展させていかなければ、植えつばなしという弊になりやすいのであります。その点を十分御留意いたたくことを条件として両法案に私は賛成したいと思ひます。

○羽仁五郎君 私には条件付で本案に賛成いたします。この条件の第一は、日本は法律が多くて繁文縟礼であつて、しかもその法律がまことにわかりにくい言葉で書いてある。そのために国民自身が法律的な処理ができない。それではなほだ国際的に恥さらしだと私は思つてゐる。たとえは領事館の例をとつても、おそ

らくどこの領事館に行つても、領事館の前には日本だけの代書があるといふのは日本だけだ。当事者同士で、そしてそれに關係する國家機關ですべての書類が簡単に処理できているといふことは日本の政治家はもつと反省すべきだと私は思ふ。しかるに依然として繁文縟礼ではなほだわかりにくい法律を次から次とこしらへている國會なり政府なりはよほど私は反省していただきたいといふふうな思ふ。最近牧野法相、松原次官といふふうなりつばな當局者を迎へてこの点についても留意せられておることは感謝にたえません。どうか要らない法律をどんどん廃止し、破壊活動防止法であるとか、あつて一利もないような法律はどんどん廃止して、そして国民自身で法律的な事務を十分処理し得るようになつていただくといふことが条件の第一です。

それから第二の条件は、日本では法律というものは人を縛るものだから、考へが依然として抜けていない。法は國民の人權を守るものでなければならぬ。ところがそれをいつの間にか忘れたといふか反対に逆用して法で人間を縛つてゐる。これもどうか現在のよりなその最高當局者にその人を得たときにおいてせむともさういふ方向を百八十度転換して、この法というものは人の人權といふものを擁護するために存在するものであつて、他の何ものためにも存在するものではない。その点を明らかにしていただきたい。以上二点を条件といたしまして本案に賛成いたします。

○中山福藏君 私もこれは条件付で今回は賛成いたします。その条件は何かという、私どもは立憲政治といふものがたい制度のもとに生活をいたしておりますが、立憲政治がだんだんと墮落していきまふといふ、いわゆるこの政治になる。当選しなければならぬからよかれあしけれ自分の縁故のある人が申出たら賛成するといふことになつてしまつては、もう國家といふものは破壊の一途をたどるのみだと私は考へておる。こゝろから観念からすべての法律の改正案に対しては、そういうこととから考へますといふ、なるほど今衆議院の法務委員長がおつしやつたように、すべての國民の権利の擁護といふものは一定のやはり豊富な知識と體驗をもつて國民の権利關係の事務から考へまして、相當の経歴と學歴その他社会的地位を有するといふことは、これは當然であります。従つてこの法律の改正案に対して私が賛成するのはこれが一つの点……私はこの改正案の趣旨が、最初からこれは行われなければならぬものと見ていた。最初二年くらいはわづかな體驗を持つておる人に一ぺん資格を与えておる。しかるに今日よりやく日だめて事ここに至つたといふことは私はこれはけつこりなことだと思つてゐる。昔弁護士代言人といわれて、これは無資格で弁護士資格を与えられていました。こゝろから考へまして、ものにはいむゆる化育生成といふ点がありますから育つていくといふことはけつこりなことです。しかしすべての法律あるいは法律案を御提出になる場合においては、あとからどうなるかの改正案をお出しにならぬように政府としても

提案者においてもこゝろを十分一つ勘案せられて將來に対処せられることをひとえに私はお願いして今回はこの法律案に賛成いたします。

○委員長(高田なほ子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず司法書士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田なほ子君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(高田なほ子君) 次に土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田なほ子君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ない

と認めます。よつてさよりに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

中山 福藏	西川 啓平治
羽仁 五郎	龜田 得治
市川 房枝	石井 桂
青柳 秀夫	中川 幸平
一松 定吉	野本 品吉
井上 清一	宮城タマヨ
小林 亦治	赤松 常子

○委員長(高田なほ子君) それでは次に家事審判法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案について御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○宮城タマヨ君 法制局長にお出まし願ひますが、この前問題になりました点につきまして、私欠席しておりましたので、重ねてお伺ひすることになつてはなほだ失礼でございますがお許し願ひたいと思つております。それは今度の家事審判法の一部を改正する法律案で第十五条の二、第十五条の三の字句の問題でございますが、両方ともその最後の方に使つてございます言葉に、十五條の二は「義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。」、第十五條の三は「義務者に対し、相當の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。」、この「ことができる」といふこと、この解釈などでございますが、この前第二十二國會で少年院法の一部改正のときに、

うい趣旨では決してないのでござい
ます。それからなお御参考までに申し
ておきますと、そもそも家庭裁判所と
いうのは、やはり家庭の紛争というも
のをできるだけ平和的に解決をする、
ただ何でもかでも義務を履行させれば
いいというのじゃなくて、同じ義務を
履行させるにしても、できるだけ
平和的にやる。これがやはり家庭裁判
所設置の精神であらうと思ふのでござ
います。でありますから、この家事審
判法の規定全体が非常に家庭裁判所に
裁量権を与えておる。実情に適した措
置をとることができまますように、非常
に家庭裁判所に大きな裁量権を与えて
おるのでござい。たとえは現行法の
第十一条を見ますと、家庭裁判
所に審判の申立がありますと家庭裁判
所はいつでもこれを調停に付すること
ができるのであるであります。付する
ことができるので、これも付してもい
い、付せぬでもないというのでは決し
てないのであります。できる限り平和
的に解決するといふ精神からいいまし
て、審判といましても裁判でありま
すから、強制的な裁判ではなくて、で
きることなら調停に付した方が家庭裁
判所の精神に合うわけであります。調
停に付した方が相当だということにな
れば、家庭裁判所はやはりその規定を
もちまして審判事件を調停に付さなけ
ればならぬ、こういふことが出てくる
と思ふのであります。それからさらに
第十九条を見ますと、一般の民事訴訟
が裁判所に起つて参ります。たとえは
離婚なんかにつきまして民事訴訟が
起つてきました場合に、訴訟となりま
すと原告被告対立しまして、法廷で相
手の非行をあげいて、証拠を出して争

うといふことになつてくるのでありま
す。これは妥当でない、できる限り平
和的に解決するといふ精神から、やは
り調停に付した方がいわけでありま
す。でありますから、第十九条におき
ましては、そういう場合には裁判所は
その訴訟事件を「調停に付すること
ができる」とやつぱりなつておるのであ
ります。これも同じ精神でありまして、
付してもいい、付さなくてもよろしい、
自由勝手にどうでもしてよろしいとい
う精神では決してない、調停に付すこ
とが適当と思はれる事件でありますな
らば、裁判所は必ずこれを調停に付さな
ければならぬのであります。ところが
また一方、何でもかでも、しからは調
停に付さなくてはならぬ趣旨かとい
うのでないものであります。調停に
付するのが適当でない事件もこれはあ
るわけであります。たとえは現行法に
よりますと、相手方が精神病である、
精神病にかかりまして回復の見込みが
ないといふ場合には、離婚の請求がで
きることになつておるのであります。
たとえは妻なら妻が精神病にかかつて
回復の望みがないといふので、夫の方
から離婚の請求をしてきたといふ場合
に、これを調停に回しまして、一方
は精神病者なのでありますして、話のつ
けようがないわけであります。こうい
うのは調停に付すべきじゃない、こうい
うのはもちろん付さない。その他またい
ろいろな事情で調停に付するのが適当
でない事件もあり得るわけで、そうい
うのは付さなくてもよろしい。しかし
いやしくも調停に付することが相当で
ある事件であるならば、これは必ず調
停に付するのが裁判所の職責だ、そう

いう趣旨の規定でござい。その他
現行法の家事審判法の規定に「でき
る」といふのがあつちこつちにあるの
であります。精神はしかしみな同じで
あると思ふのであります。
で、この法律案を立案いたしました
法務省としましては、先ほど法制局長
のお述べになつたのと同じ考えであり
まして、この「勧告」することができ
る」といふ規定は、家庭裁判所の裁判
官の方で十分にこの運用に注意をされ
れば、かえつてこの勧告しなければな
らないといふような、しやくし定木な
規定なんかよりもこちらの方がずつと
効果を上げるんじゃないか、そういう
趣旨をもつて、この「できる」とい
う立案をいたした次第でござい。ま
すか、「命ずることができ。」「と
いふのは、ねばならぬといふのは違
ひますか。この十五條の三でも、「相
当と認めるときは」といふ言葉がちゃ
んと入つてゐるんです。だからそれ
は相当と認めないときはしなくてはな
いこととはわかつておりましたけれど、
ですけれども、しかしねばならぬより
も少しやわらかいといひますか、ただ
言葉の響きで、あまりねばならぬとい
うと強過ぎると、それだから家事審判
法なんていう法律だから、まあ耳に聞
えのいいように「できる。」「としたん
だといふのか、あるいは多少内容が
違つて、そんなに強制的ではないとい
うのか、今の御説明だとちよつとはつき
りその点がわかりかねるんですけれど
も、どうなんでしょうか。

○説明員(平賀健太君) これを勧告し
なければならぬと書きますと、どんな
事件でも必ず勧告しなければならぬこ
とになるわけであります。勧告するこ
とが適当でない事件もあり得るわけ
であります。そういうものについても勧
告をしなくてはならぬ。勧告しなければ
ならないといひますと、あまりに
しやくし定木になり過ぎまして、ほん
とくに事情に適した運用ができなくな
るし、勧告する必要もないのに、とに
かく必ず勧告しなくてはならぬとい
ふことになつてくるわけであります。
○羽仁五郎君 そんなことを聞いてい
るんじゃないでしょう。少しどうかし
てゐる。よく質問を聞いて答へなさい。
○説明員(平賀健太君) 質問に答へれ
ばいい。
○説明員(平賀健太君) 質問の御趣旨
をあるいは誤解いたしましたかもしれま
せん。

○市川房枝君 私の言ひ方が悪かつた
のかも申しませんが、さつき御説
明を伺つていて、たとえは十五條の三
で相当と認めるときは命ずることがで
きるといふので、ちゃんとそこにはた
し書のような条件がくつてゐるの
です。だからこの、ねばならぬ、と
してもそれは相当と認めないときには
しなくともいいのですから、でありま
すから、それでねばならぬとしてはい
けないのかどうか。だからそれを「こ
とができる。」「とした理由、その内容
を私伺つてゐるのです、多少違ふのか、
さつきの御説明ではちよつとその点が
私にははつきりわからない。

○説明員(平賀健太君) 十五條の三の
「相当と認めるときは、」があるから、
終りの方は命じなければならぬとして
もいいじゃないかといふ御趣旨でござ
いませうか。
○市川房枝君 そうです。

○市川房枝君 さつき私は局長のとき
に申し上げたのであります。できる
といふことでも、たとえは前の国会法
のときでも議員は審議することはでき
るとある。これはその審議をしてもし
なくともいいわけなんです。けれども今
の審判法あるいはこの前の少年院法の
できるといふ場合には、これは権限を
与えられてそれをしなければならぬの
だ、ねばならぬ、強制的なものだとい
ふこの前御説明があつた。それから
先ほどからの家事審判法もやはり権限
が与えられ、裁判所もそれを行わな
ければならぬのだ、そうするとこれは
やはり一つの強制的なものだといふ
うに受け取れるのです。

○説明員(平賀健太君) 相当と認める
ときは命ずることができ、命じなけ
ればならぬといふ要するにしていけな
いかといふことでもございませうね、御趣
旨は。

○市川房枝君 そうなんです。

○市川房枝君 そうなんです。

○市川房枝君 そうなんです。

○市川房枝君 そうなんです。

○説明員(平賀健太君) これはやはり家庭裁判所の裁量権と申しますか、与える趣旨から言いますと、命じなければならぬかというの少し窮屈過ぎるのではなからうかというふうに考えるのでございます。これと同じ趣旨の規定、同じような表現をしておりますのは第二十三条にも第二十四条にも、相当と認めるときは何々することができるといふふうに現行法にもあるわけでありまして、どうもこれだけ命じなければならぬといいたしますと、やはり多少窮屈になり過ぎやしないかというふうに考えるのでござい

○委員長(高田なほ子君) ちょっと私も関連して尋ねます。これは平賀参事官に私は尋ねます。いいですか。実情に即して裁量権が与えられるというところで今論争になっておるわけなんです、債務者が精神病のような場合に、あるいは債務者が貧困のような場合には実情に即しての裁量権を認めると、これが平和的に解決しようとする審判法の精神である、こういうことは私もわかります。そうだとするならば、債務者が行方を不明にしてその債務の履行を怠ろうとする故意の悪意の場合があり得る。またはその財産を事前に、これは危いというような場合に適当に処理して、その債務をのがれようとすると悪質の場合もあり得る。このことに對して第二十八条はここに「五千円以下の過料」といふことをして、かなり拘束をしているやに見受けられますが、実際問題としてこの行方不明になつた者、あるいは財産を隠匿した者、そういう者に対する制裁規定がなく、ただその実情に即した裁量権を認

められるということであるならば、いろいろこの権能行使の権限を与えている第十五条の二の精神というものは、私は実際に実現されないのじやないかという危惧を持つのですが、こういう場合には一体どういふふうにするのですか。何にもここにそういう規定やそういうものを明文化されたものがない。で、これについて説明していただきたい。

○説明員(平賀健太君) ただいまのお尋ねは、債務者が非常に不誠意である場合、逃亡したとかあるいは財産を隠匿するといふような場合ですね、そういう場合の措置いかんということであると思うのでございしますが、そういう懸念があります場合には、この権利者の方の申立がありますと、十五條の三で義務の履行命令を出すという事は可能じやないかと考えるのでございします。それからなおもちろんこれは強制執行を禁じておるわけじやございませんで、債務者が財産を隠匿するおそれがあるといふような場合でありましたら、権利者の方は強制執行をもちろんできるわけでございます。その財産を差し押えまして、強制執行によつて権利の満足を受けるといふ道はもちろん開かれておるわけでございます。

○委員長(高田なほ子君) それによつて質問の趣旨と違ひますから。ちよつとそれじや速記やめて下さい。

○委員長(高田なほ子君) じゃ速記始めて下さい。

なる、入れなければならぬ、そこだけ一つ、それだけで。

○衆議院議員(高橋頼一君) 十五條の二、すなわち政府原案によりますと、権利者の申出がなければ調査、勧告はできないのであります。それから衆議院で修正いたしましたように「権利者の申出があるときは」と入れれば、権利者の申し出があるときに限つて家庭裁判所は調査し、または履行の勧告ができるわけでありまして、そののできるというの、先ほど来いろいろありましたが、やはり権能を付与されている者は、正しくこれを行使しなければならぬ義務があるものである、そういうふうなことを考へておるわけでありまして、○一松定吉君 そので法務省もやはりその通りですか。「権利者の申出があるときは」といふ言葉があるとなつて、今高橋委員長の通りであれば結構、高橋委員長の解釈と違ひならば違ひということも明らかになると同時に、債権者の申出があるときはという文字を使わぬで、原案通りにして、働きも何もできないような法案を出す必要がどこにあつたかといふようなことまで論及しなればならぬが、そういうところが横道に入るとなかなか頭がこんがらがら、「権利者の申出があるときは」と入れた方の解釈はどうか、それだけ、それだけいいのです。ほかに言ひからこんがらがらちまう。

○説明員(平賀健太君) この「申出があるときは」といふのが入つておられますと申出がなくてもできる。それから「申出があるときは」と入りますと、申出があるときに限つてでき

る、申出がなければできないといふことになるのであります。

○市川房枝君 衆議院の法務委員長にちよつとお伺ひしたいのです。衆議院で修正をなさいました理由のうちの一つとして、先般伺ひましたところによりますと、もし政府原案のままであるに對するお答へのように、申出なくても全部調査勧告することになる、そうなるが、その弊害が生ずるということ、その前お述べになつたかと思ひますが、その弊害といふのはどういふのか。

それからも一つはその弊害の件数といふ事かと、それからむしろその申し出がなくても調査勧告されることによつて恩恵を受ける数との比較といふ事かと、それを少し伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋頼一君) 弊害と申しましたのは、これは言葉が少し強過ぎるかも知れませんが、家庭裁判所の本質から見て、すなわち先ほど来お話のありました平和的に家庭紛争事件を解決していこうという精神に反する、そういう趣旨に御了解願ひたいと思ひますが、しからばどういふものがあるかといふ事かと、これはいろいろ考へられるわけでありまして、一例を申しますと、もうすでに家庭裁判所において察知あるいは調停が成立しておる。がしかしそれを調査をしたり勧告をしたりすることによつて、実は審判あるいは調停当時の気持あるいはその他事情が變つておるときに、すなわち平和な家庭を建設していこうといふ線に進みつつあるようなときに、かえつてそれをこわすようなことが私どもと

しては相当考へられる、こういう趣旨なんです。その数がどういふふうになるかといふことについては、これは法律をこれから実施してみなければわからないわけでありまして、私どもの方で頭の中で弊害が生ずる件数はこのくらいあるであろう、それから利益を受けるとは、数字はわかりませんが、御質問の趣旨から考へまして、利益を受ける者が非常に多ければ少々の弊害があつてもいいじやないかといふような、もしお氣持でもある方がおありになると私はここでその点について申し上げたいのです。と申しますのは、これは前の委員会でも申し上げたんですが、申し出の方法を更に広くしてあります、電話でもいい、はがきでもいい、口頭でもいい、そういうふうな方法をとることによつて私は効果は十分あげ得る、こういうふうな思つておるんです。ですから弊害があることは、この法律の運用から見てよろしくないといふ、そういう観点に立つておるんです。申出があるときは調査あるいは履行の勧告をするといふことによつて弱い権利者も十分に保護し得る、こういう考へを持つておるといふことを特に申し添えておきたいと思ひます。

○市川房枝君 この間実際にその家事調停などをやつておいでになります調停委員あるいは調査官の方を、この委員会でも参考人としておいでいたたい御意見を伺つたのであります。そういう方々の御意見は、簡單だ、もう電話でもいい、はがきでもいいから本人の権利者の申し出ありたるときはと入れても別に大した問題はないんだ、こ

ういふふりに委員長は今お話がござい
ましたけれども、実際の権利者のそ
ういふ弱い人たちに接しておる人た
ちは、それはまあ非常に困難な場合が相
当である。それができない人たちが相
当である。だから特に申出というので
なくて、政府原案のようにしてほし
いという希望が相当ございましたし、ま
あ私も自身実際のケースを相当聞い
てみますと、やっぱりそういふこと
が言えるのでありますけれども、やは
り委員長は、それはもうその方がい
いというようにお考えでいらつしやい
ますか。

○衆議院議員(高橋一君) 家庭事件
取扱の経験者の方々が、いわゆる家
庭事件の権利者というものは、はがき
一本あるいは電話一本で申し出るこ
とはとても弱くからできないであらう、
そりういふふりに私はごらんになるこ
もそれはもつとも点があると思つて
です。衆議院法務委員会におきまし
ても、もちろんそりういふ家庭事件を取り
扱った経験者もありませんし、あるい
はその他参考人の方々から意見を徴し
たわけですが、何と申しましたも、す
でに家庭裁判所において、調停なりあ
いは審判の当事者の一方から申し出が
あつて、そして折衝が行われてその結
論を得て、そしてこの法律を実施いた
しますと、その審判なり調停の間にお
いては権利者になられる方々に特に、
弱い立場の方であればあるだけ懇切
丁寧には、これを履行しないような場合
には、電話でもあるいははがきでも口
頭でもいいから、一つ調査なり履行の
勧告等について申出なさいよとよくお
話しておくことによつて、十分その目
的が達成できるであらう、こりういふ見

通しをもつたわけなんです。そして、
いくら弱い立場にあられるといつて
も、第十五条の三によりますと、履行
命令を求めるときには申出よりはる
かに形式のととのつた印紙まで張つた
申立といふことを要求しておるわけ
なんです。この二つの条文を合せて
みますと、また将来日本の国民全
体が自分の権利を守つていこうとい
う気持を助長する意味からも、やは
りこの「申出があるときは」といふこと
を入れた方がいいであらう、そりうい
ふえになつたわけでありませう。

○羽仁五郎君 関連して委員長に伺
たいのですが、今のお答の中の弊害
ですが、その弊害の中にこりういふこ
をお考えあるのかどうか伺いたい。そ
れは、これは審判がきまつて履行す
る場合に、政府原案のようであると申
出がなくても調査をしたりいろいろ
することになるわけですが、そりうい
ふにしておくと、かえつて初めから審
判に應じない、裁判でやろうじやない
かといふように、家庭裁判所法の精神
がそこなされるのじやないかといふ
うにおつしやるのですか、そりうい
ふ味ですか。またそりういふおそれ
があるのじやないか。それが一点。

それからもう一つは、やはり政府原
案のいま一つの欠点として非難され
ておるのは、権利の行使といふのは
の当事者が自分で戦ふ意思をもち、努
力をしなければならぬので、寝てて
も政府がいろいろにやつてくれるとい
ふような考え方は、やはりパターナリ
ズムといふか民主的な考えでない。だ
から政府が、女の方が弱くから言え
ないから、それならやつてやろうとい
う考えは民主的でない、パターナリ

のやはり親心の行き過ぎだと思つて、
やはり女の方は自分でいろいろな抵抗
があつても、申し出をされるといふよ
うに努力をする、その努力によらな
ければ権利といふものは守れるもの
じやない、そりういふ考えがありが
たない、すなわち要するものは、政府
原案のようである、家庭裁判所とい
うものは開店休業になつてしまつて
、みな裁判に持つてしまつてしまつ
ていふことになるのか。それから政府
原案のやうである、政府は何でも世
話をやいて、国民は寝ててもいいと思
つじやないか、そりういふお考えが
あるのかないのか。もしあるとする
ならば、そりういふ証憑をおあげに
なることが、その二点を伺いたいと思
つて、衆議院議員(高橋一君) 今お尋
ねの第一点、すなわち政府原案のよ
うにしておけば、調停あるいは審判、
すなわち家庭裁判所の事件として、
普通の民事訴訟裁判の方に事件が逃
げていくであらう、その方に依存さ
れるようになるであらうといふこと
は、実は考えなかつたわけなんです。
すなわち、訴訟事件がふえるとかふ
えないとか、あるいは家庭事件がふ
えるふえない、あるいはそれが成功
する成功しない、そりういふふりな
ことは考えなかつた、こりういふこ
を申し上げておきます。

それから第二にお尋ねになりました
点は、これもそりう簡単に割り切つて
お答することはできない。いろいろの
条件を考へまして、そして将来やは
りそりういふに訓練されていくことも
必要であらうといふ程度には考へま
したけれども、やはり権利の上に眼
をはつておいて、権利のある者がその

保護を受けよとすれば、このくらい
のことは当然ではないかといつたよ
うなきびしい考えを持つておつたもの
ではないといふことを申し上げておき
ます。それでどうしてそりう言ひか
いふことになりませう、これは前の
委員会で申し上げましたように、ま
ずこの家庭審判なりあるいは調停が
でき上りまして、それをすべて調査
なり勧告をするにしまつて、履行期
が来た事件についてはいつも調査を
始めなければならぬのです。履行期
が来たか来ないかをまず調べなければ
ならない。これが実に煩雑なことで、
おそれなく人員をふやさないと現在
の陣容ではなかなかかまはずか
しいのじやないか、予算措置とい
ふことを考へないで、おそれなく
できないことじやないか、こりうい
ふ判断に立つておるわけなんです。
そりうして履行期が来たか来ない
かを調査して、そりうしてそれを
おろん正當の事由のないのに不要
のものをやるというのじやありません
けれど、必要かどうかといふことを
相当調べないとわからないわけな
んです。その間に相当経費とか時間
、労力の点でもかかるわけなんです。
だからいわけの訴訟経済といふよ
うな立場から考へても、益無
な金を使わぬようにして一つやつ
ていこう。

それから第一一つは、先ほど申し上
げた当事者の意思を無視して、意思
いかにかわからず家庭裁判所が職
権で調査、勧告をするといふことは、
かえつてものをこわすやうなこ
とになる危険があるといふことを考
へ、そりうして先ほどお尋ねにあり
ましたよりの点をふんわりとそれ
に加えて、それらを総合してこり
ういふにやることに

よつて、私は今の段階においては
いろいろ調停の場合、あるいは審判
の場合、誠意をもつてこりういふ
道があるのだといふことをお教
え下さるならば、十分その権利は保
護できる、犠牲をななくして権利の
保護には十全を期し得ると、そり
ういふ見解に立つたといふことを
御了承願ひます。

○羽仁五郎君 今の第一点について
は、今までお考えはなかつたそり
うですが、お考え下すつてそれ
についてはお答を次回にいた
だきたいと思ひます。つまり、
政府原案のやうである、民事
裁判の方々にみな逃げてい
つてしまふのじやないかとい
ふ点ですね、その点は今まで
お考えがなかつたそりう
です。

○衆議院議員(高橋一君) それは各
委員の方々がそれらの点も考
へられたかどうか、そこはわか
りませんが、委員会における
公けの書類には載つてお
らぬと思ひます。しかしこれ
は事将来に關する問題であ
つて、委員会における審議の
段階においては、こりうい
ふにすれば訴訟がどのよ
うに逃げないかといふことは、
数の上ではこれは説明のつ
く問題でないことは御承
知の通りだと思ひます。た
だ各自の頭の中で判断する
といふ問題であると思ひま
すが、この修正案に賛成され
た個々の委員の方々がその
点をどう判断されたかとい
ふことは、これは不明である
といふことを申し上げてお
きます。

○羽仁五郎君 提案者として
しかし今の点はお考えになつて
おるはずではないかと思ひ
ます。数の上で必ずしも立
証しなくても、そりういふ場
合が

よつて、私は今の段階においては
いろいろ調停の場合、あるいは審判
の場合、誠意をもつてこりうい
ふ道があるのだといふことをお
教え下さるならば、十分その
権利は保護できる、犠牲をな
なくして権利の保護には十全
を期し得ると、そりういふ見
解に立つたといふことを御承
知願ひます。

ために、今日までに非常に権利者に対して不足な点があったので、どうしてもこの履行確保の法律を作らなくちゃならぬという意味合いにおいて、私はこれはできたと思います。だけれども調査官というものはほんとうにもう親身になって今までやってきているのです。だからそれをこのワクをかけるれまししたら、せつかく今まで事前事後の手当をしておいたものが、申し出たものだけに限られてしなやかならないというところになったら、私はこれは家庭審判の精神にもとると思っています。その家庭審判の精神によつて調査官がどれだけの活動をしているのです。私はほんとうに失礼なことを申させていたでくなら、衆議院で調査官のあの声を聞いていたことがあった。そうしたらこのういうワクをおかけにならなかつたのじゃないかということが大へん残念に思っています。

○衆議院議員(高橋一君) まあ今までも、もしもお話のような、裁判所の調査官が、当事者の意思如何にかかわらず、すなわち何らの申出もないのに調査官が勝手に家庭審判について調査をしたり、勧告をしたりしておつたという事になれば、それはいくらか範囲はせばまらずでしようが、これは提案者側としては、家庭裁判所、最高裁判所の家庭局長等の説明によつても、そういうことはいささかも出ておらないのです。今まで申出によつて、そして調査なり履行の勧告等をやつて相対の効果を上げておつたが、それを法律的な根拠を与えさすことによつて、さらに強力にその面を進めていこうというために立法したものだという御趣旨であるけれども、それは相当であ

る、そういうふうな考えたわけであります。

○井上清一君 じゃこの点について宇田川局長の一つ御説明を伺いたいと思

います。

○説明員(宇田川潤四郎君) 今の問題について、この家事審判法の一部改正が必要になつたゆえんのは、先ほど高橋委員長の言われた通り、かような法規がないために、事実上やつておりますが、しかし法規がないために、一部の裁判所では、これは法規がないことをやることはよくないというよりなことをなしております。やや消極的で、従つてかよい権利者の保護に欠けるところがあったというのが実情でございます。そこでかような法規がございまして、今後はさような弱者が泣き寝入りするといふようなことは非常に少なくなるのではないかと思つてござい

ます。そこで今まで権利者の申出がないのに調査、勧告した例があるかどうかといふような問題でございます。その点につきましては私どもの現場からの報告では、大体権利者からの苦情、まあ一つの申出というところも多少苦情がありますが、債務者が払つてくれないで困つておるといふような、そういう苦情あるいは泣き言といふようなことが契機になつて、調査活動あるいは勧告が行われるというのが実情でございます。けれどもこのたびの法案ではさういふようなことを加味して、権利者の意思といふものをこの条文に盛りなかつたゆえんのもの、中には、権利者が申出をするといふこととか、あるいは苦情を申し込んで家庭裁判所は何にも取り合つてくれないのだといふように思つる者も相当ある。そ

う場合には職権でも不履行の状態を調査することができるようにしておいてほしい。またさういふことが家庭裁判所の性格、理想に合ふのだ、家庭裁判所は審判、調停をやりつばなしでなく、審判、調停の結果についても責任をもつて常に見守るのだといふこととか、権利者の申立、申出とか、その他さういふ権利者側の意思をここに表わさないで、かような条文ができたのでござい

ます。

○井上清一君 先ほど来いろいろ御意見があつたわけでございますが、ただいまの御説明によりまして、従来の調査官活動といふものは、やはり何らかの形において権利者の申出に基いて調査活動をやっておる。それで将来家庭裁判所といふものはもつと積極的に活動をやらなければならぬ。またそのために弱人の保護に欠けるところがあつてはいけない。それで今度の法律を改正して、もつと徹底的に将来やり得る道を開いたらどうかといふような意味合いから、この第十五条二の条文を御提出になつたのだと思つて、先ほど来調査官が非常に広範な活動を、事前活動また事後活動をやっておるような宮城委員の御意見がございましたけれども、今の宇田川さんのお話によりますと、いわゆる何らかの形で権利者の申出があつたものについてこれまでもやつてきておるといふことが、大体私

はつきりしておるのじゃないかと思つて、その点どうでしょう。

○説明員(宇田川潤四郎君) 今までは権利者の泣き言、苦情、申出といふようなものがあつた場合が多いように聞いておりますけれども、しかしそれでは家庭裁判所の理想にもとると、それでは多

少弱い権利者の保護に欠けるところがあるといふような意味も含めまして、かような改正をお願いするといふようなことでもあります。

○井上清一君 ちよつと伺いますが、全国的に調査官の数とそれから調査官の活動経費なんといふものはどんなふうになつておるのですか。その点一つ伺いたい。

○説明員(宇田川潤四郎君) 全国の家庭裁判所の調査官の定員は、調査官が七百四十七名、調査官補が三百七十二名でございます。もつともこのうちの約三分の二くらいは少年審判事件の方の仕事を中心としてしております。従つて、約三百数十人の者が家事事件の調査、あるいはかような事後処理の問題に携わつておるわけであり

ます。

○市川房枝君 衆議院で修正案が可決されましたときの速記録を拜見しますと、修正の理由として、「あまりにも飛躍するようになつておるから、これは委員長の修正の理由をさつき私お伺いしましたように、弊害があるからといふお言葉で、この委員会でも何つたのですが、今申しましたように、速記録ではあまりにも飛躍し過ぎるといふ言葉が使つておるのでござい

ます。それではどういふ意味なんぞございませうか。

○衆議院議員(高橋一君) これは速記録全文をごらん願つて御判断をいただきたい点であります。そのところは、これはまあ御存じのように、全員が相談して原稿を作つて演説をしたという演説ではないのです。その委員が代表して演説なさつたわけであり

ますから、それが法務委員会全体の確定的な意見だといふことを申し上げていかどうか、その点の一つ御判断にまかせたいと思つておるわけですが、民事訴訟の大原則からいいたしますと、裁判官は裁判をする、そして別に執行機関がそれを執行するのだという原則がある。ところが家庭裁判所はそんな方法ではとても使命を果されないので、そこで審判なり調停が成立したときに、どこまでも裁判所がめんどうをみてゆくといふ、さういふことになつたればならぬ。しほしはお話になつたアプター・ケアといふことについて十分努力しなければならぬ。さういふこととでこの法律が改正される案が出たわけであるが、やはりいろいろ學者の見等を徴しますと、先ほど申し上げた民事訴訟に関する大原則をい

わば破る例外的な特殊なものですから、そこでそれらを十分加味してゆくと、まあ家庭裁判所といへども、権利者が申出もないのに、その意思いかんをたださなく調査をしたり履行を勧告するといふところまでゆくといふことは、どうも少し行き過ぎではないかといふふうな意見から、さういふ言葉が使われたものであると判断をいたしておるわけであり

ます。

○市川房枝君 ここにはさつき委員長がこの参議院の法務委員会でおっしゃいました弊害といふことは、一つも理由の中には出てないのです。むしろ今お話のような裁判の制度といふことになつておるわけですね。さうするとこの家庭裁判所といふものの特

殊性といふのは、あまりお認めになら

ずから、それが法務委員会全体の確定的な意見だといふことを申し上げていかどうか、その点の一つ御判断にまかせたいと思つておるわけですが、民事訴訟の大原則からいいたしますと、裁判官は裁判をする、そして別に執行機関がそれを執行するのだという原則がある。ところが家庭裁判所はそんな方法ではとても使命を果されないので、そこで審判なり調停が成立したときに、どこまでも裁判所がめんどうをみてゆくといふ、さういふことになつたればならぬ。しほしはお話になつたアプター・ケアといふことについて十分努力しなければならぬ。さういふこととでこの法律が改正される案が出たわけであるが、やはりいろいろ學者の見等を徴しますと、先ほど申し上げた民事訴訟に関する大原則をい

わば破る例外的な特殊なものですから、そこでそれらを十分加味してゆくと、まあ家庭裁判所といへども、権利者が申出もないのに、その意思いかんをたださなく調査をしたり履行を勧告するといふところまでゆくといふことは、どうも少し行き過ぎではないかといふふうな意見から、さういふ言葉が使われたものであると判断をいたしておるわけであり

ます。

○市川房枝君 ここにはさつき委員長がこの参議院の法務委員会でおっしゃいました弊害といふことは、一つも理由の中には出てないのです。むしろ今お話のような裁判の制度といふことになつておるわけですね。さうするとこの家庭裁判所といふものの特

殊性といふのは、あまりお認めになら

ないという事に解釈していいわけですか。

○衆議院議員(高橋頼一君) そういふふうに解釈されては困ります。(笑)と申しますのは、家庭裁判所の本質、使命というのを考えればこそ、政府もこの改正案を出されておられ、私もこれを慎重審議してそれが通過するように努力をいたしましたわけでありまして、そして、その使命を果すのに今のいろいろの事情から考えて、一部、第十五条の二を御存じのように修正をすることが、いろいろの点から考えてよりいいであろうという結論に到達したわけでありまして、さよう御了承を願います。

○市川房枝君 もう一つ伺いたいのですが、これは先ほどの宮城委員の御質問と関連をしてくるのであります、今までの法律がなくても、家庭裁判所は調査官あるいは調停委員の方の活動によって、そして実際はその調査、勧告をやっていたわけですか。まあ、そのやっていたのは、しかし宇田川局長の御答弁の中で、本人の大体申出によつてやつたんだ、こういうことなんです、私も直接調停委員なり調査官の方から何えは、あまりかわいそうなので実は本人の申出がなくても勧告をしたような場合も相当あるように実は聞いておるのです。そして、その勧告の結果、配布いただきました調査資料を拝見しますと、勧告したものが履行しているといいますが、履行の率と、それから不履行の率、件数の比較が出ておられますけれども、勧告したのが非常にまあ履行した件数が多くなつておるわけなんです。しかしまあこれは法的な裏づけなしにやつているわ

けなんです。それで非常にやつておる人たちは気がつかつて、ないよとていいますか、表向きならぬようにして、それこそ勤務時間外にすいぶんな努力を払つてやつて下さつたわけなんです、その法の裏づけがほしいというのが今度の法律なんですよ、けれども、しかし今度の衆議院の修正によつて、その「権利者の申出があるときは、一というふうにはつきり入ります」と、今度は申出のない人は調査、勧告するわけにはいけません。もちろん、それはないしよとていいますか、それは前のように本人の申出がなくても、調査官なり調停委員の個人的な、というところで、それはやはり得る場合が一体あり得るかどうか。いや前は法律がなかつたのだから、けれども、今度ははつきり申出た場合は、ということになるから、今度すればそれは裁判所としてなくても個人としてやつても、やはり多少それが公けな性格を帯びて来れば、何とていいますか、違法行為といえますか、前よりもそうすると活動が制限されてできなくなつてくる、こういうことが言えるのじゃないか。いっせむしろそんなことから言え、こんな法律がない方がむしろいいんだというふうなことも極言すれば言えるのじゃないかと思つておるのですが、その点についての委員長の御意見を伺いたいと思つておるのです。

○衆議院議員(高橋頼一君) 今までどういふふうによつておつたかというところは、政府側、最高裁判所側からの御意見があつてはほおわりの通りに、何らかの形で権利者が履行を促進してもらいたいという気持が現れたときによつておるのです。

○市川房枝君 そりでないのもあるのです。

○衆議院議員(高橋頼一君) それは衆議院の委員会においては明らかに政府の方から説明を聞きませんでした。だからこの法律を作ることによつて今までの法律を作るというふうなことは私どもは考へておらないのです。

それから考へておりたいと思つておることは、ただ調査官の個人的感情によつて個々に選択をして、この事件だけについてはこうしよ、ああしよ、という、全般から見れば、まあ、いざば不公平なやり方というものは一体法律制度としてどういふものかというところも私も考へたわけなんです。というものは、しなければならぬということになつてしまつと、まあ一件残らずやらないと、これは不公平になるわけなんです。一部の人は保護される、一部の人は保護されない。こういうことになるわけですから、ただ思ひつきでもつて、申し出もないのに、権利者の意思が那邊にあるかということが明瞭でないのにやるというところは、私もそれこそいろいろの面において弊害が生まれてくるのではないかと、さういふふう考へられるわけなんです。ですからまあこのところはよく一つ私どもの方の修正の気持も考へておりたいと思つておるのですが、無益なる公的、私的の犠牲を払わないで、何らのそこに弊害的な支障というものを起さないで、家庭裁判所の本質に従つて、もつとも公正妥当に権利者を擁護していこうという、それにはこの案が正しい、こういう結論になつたといふことであります。

○市川房枝君 まあ今の高橋委員長の意見に対しては議論になりますから

省きまして、私の申し上げましたことについて最高裁の家庭局長の御意見を伺いたいと思つておるのです。

○宮城タマヨ君 その前にちよつと私から高橋さんにまだ、この間、調査官に二人ごへ参考人としておいでいただいて聞きました。調査官活動について聞きましたときですね、私の受けたあれでは、個人的感情によつて、ある者にはこうしよ、ある者にはこうしよ、というふうな不公平ということよりも、むしろ調査官が全力をあげて家裁の責任と家裁の本質的なものによつて大活動していらつしやつたことを私伺つておりました、それでさういふワクをかけたなら、あの活動が縛られはしないかといふことを心配したのであります。

それで先ほど申しましたように、一つ調査官を衆議院で呼び下さつて、あの活動ぶりをお聞き下さいましたら、もうワクをかけたければ、ことごとくこの事件を調査し勧告するといふ意味合ではないかと、実際泣き寝入りをして、いふ言葉は大へん耳ざわりになりますけれども、ほんとうに今まで泣き寝入りしていた人たちに対して、今度は権限を持つてこれを起し上げるという、私はこの法律は非常に大事な法律だといふように考へておるのです。そこで調査官活動を一部分制限をされるような結果にならないかといふことを私は恐れておるのであります。

○衆議院議員(高橋頼一君) 先ほど私申し上げたのは、今までの調査官の方々が個人感情によつて思ひつきの事件を取り上げられたといふ趣旨でないことをまず御了解願つておきます。私どもが法律を制定する場合は、やはり將來さういふ面も考へなければならぬといふ意味であります。

それから確かに宮城委員のお気持もわかるのですけれども、すなわち、今までの申出があつてもなく、調査あるいは履行の勧告をしておつた。それにもかかわらず今度は申出ということになつたのでは、調査官の活動を制限することになる。もしその前提がさういふふうなことであれば、それはさういふ言えるのであります。私どもの委員会審議の間において認識しましたところでは、今までの調査官活動というものは、何らかの形においてやはり調査なり、あるいは履行の勧告なりをしてもらいたいという気持が現れたものについてやつておつたのだ、さういふふうな考へておる。お話のごとく、もし今までさういふ申出、何らの意思表示をしないのに、調査官の方で気がついてやつていらつしやつたといふような問題がかりにあつたとしても、この法律を制定して制限するのではなくして、今まではさういふ制度はなかつたのだけれども、もし履行しないようなときには、さういふ法律ができていたのだからと、これはもう審判あるいは調停の過程においてお知らせ下さるということになれば、これは私はもう申出ということによつて今まではやはりはるかに調査官の活動がしやすくなるし、範囲も広くなる。今までは調査官活動によつて保護されていらつしやつた方々の数より、その効果よりはさらに大きくなるものであるといふことを信じておるわけでありまして。

○委員(高田なほ子君) それでは高橋委員長に対してはもうよろしゅうございませう。

○赤松帽子君 ちよつと一つ……、衆議院の最後の採決の日の改正に対する趣旨の説明は、ほんとうに法律論に終始いたしているわけでございます。それでその後のいろいろまあ私も衆議院に参りまして、法務委員の方にお聞きいたしますと、その弊害の点をわけ加えて、その点をおもにおっしゃるやうに、何か変つて来ておる次第です。それで私非常にこの改正案に対しての修正案の趣旨というものが、その当時なされたのと、その後私もいろいろ申し出しました時期のズレでございますが、ずいぶん御説明が變つておると思つてございませう、もう一度、單なる法律論に終始していらつしやる意思というものが變らないのかどうか、もう少しその辺のことを詳しくお知らせ下さいませ。というの、今申しますやうに、その後私も説明を聞くと、だいたひマイナス……、反対者側から被害者があるからという御説明に重点を置いておつしやっておりますので、が、そういう時期的にだいたひ説明が違つております点をもう一度明瞭におつしやつて下さいませ。

○衆議院議員(高橋一君) 採決のときの討論の事情等については先ほど申し上げたところで御了承願ひたいと思つておつしやります。

それからの討論で修正に關する理由を全部これはあげられていないと思つておつしやります。あ、簡単な言葉でもつて法務委員会が可決するに至つたのは、これはもう政府関係者なり、あるいは参考人の方々の意見を徴し、委員の間でいろいろ懇談もいたしまして、そして私が当委員会においてこれまで御説明申し上げました

よきな事情がいろいろと論議検討をされまして、そして修正するといふことになつたわけでありまして、あの簡単な修正理由でも、たちどころに全議員がうなづけるというところまで問題の解決について機が熟しておつたものである、こういふふうにお考え願ひたいのであります。

それからここで申し上げることも御質問に答えるわけでありまして、一度一切残らず改正の理由を申し上げるべきであります、まあ一つ法務委員会のお説全録、及び私が当委員会において御説明申し上げたところを全部を一つ十分味わつていただいて、私どもがどういふ考えで修正をしたかということをお承願ひたいと思つておつしやります。

○委員(高田なほ子君) よろしゅうございませうか、赤松さん……。宇田川さん、市川さんの御質問にお答え下さい。

○説明員(宇田川潤四郎君) 衆議院の法務委員会におきましては、私先ほど高橋委員長のお述べたやうに、多くの場合当事者の泣きごと、苦情あるいは申し出といふものがあつた場合に、この調査あるいは勧告といふことが、多くの場合裁判官もしくは調査官におつしやられたと申し上げました。ところがこの前の衆議院の法務委員会における調査官諸君の御発言によりまして、その点につきまして、必ずしも申出がない場合でも、申出がない場合でも調査もしくは勧告することがあるといふことでございますが、私思ひますの

場合にその期日に債務者が金を持つてこないといふやうな場合、そういう場合に、たまたま債権者がこなくとも債務者に催告してその履行を確保するといふことが望ましい、こういふやうなこともございませうから、ああいうやうなにせよとも職権でも調査勧告することができるといふ、言いかえませうと、申出がなくとも調査、勧告できるようにしてほしい、こう申しておつたんだらうと思つておつしやります。私衆議院の方で、申出あるときといふやうな修正に、まあいろいろの事情で同意しましたが、初めは権利者の申立といふやうな修正意見でありましたが、これでは困るので、申出といふことにし、印紙の貼用をなすといふこと、これでは困るので、申出といふこと、今最後、かえつて

○説明員(宇田川潤四郎君) 私先般来申し上げましたやうに、法務省の提案が正しいといふことは今でも確信しております。理論的にもまた運用の面においてもさうなことが最もよいといふことを確信しております。今申したおそれがあるとおつしやりましたのは、何分、家庭裁判所裁判所でございます。これは絶対的に行つては法にないこと、裁判官のうちに法にないこと、絶対的にやるべきでないといふやうなことをきつて主張して、今まで履行勧告を全然させないところもあつたといふやうな裁判所もございませう。さういふ裁判所におきまして、修正案が通れば、市川委員の言つたやうに、調査勧告させないといふやうなことに相なる場合もあると思つておつしやります。法にないものに、今までも調査勧告をしておつたのだから、申出のあつた場合はできるというやうなことになるならば、まあ申出がない場合でも、従前もやつておつたのだから、それじゃやるといふやうな裁判所もあるかもしやせん。その点ははつきりいたしません。その点はあるといふ言葉を使つたわけでございます。

○宮城タマヨ君 宇田川局長に伺ひますが、さつきお言葉の中に、今までやつぱり権利者の申立があつた場合には大抵い調査官も動いておつた、こういふふうにおつしやつたので、さういふ今最後衆議院が修正した通りのことを

るのはいけないうのじゃないかというよ
うなことで、私どもは申出というものは
運用についてはよりベターだという
ふうに考えております。

○委員長(高田なほ子君) 赤松委員に
申し上げますが、先ほどその点につい
て高橋衆議院法務委員長は次のよう
に件数について述べておられます。審判
または調停後、いろいろ事情が変った場
合があり得る、こういう事情が変った場
合に被告をして、結果として悪結果が
生ずる場合があり得るが、激的に検討
はしておられません、こういう御答弁が
あったわけです。念のため申し添えて
おきます。

○赤松常子君 もう結論に急ぎたいと
思いますが、要は私どもまだ納得のい
かない点がございます。今の局長の御
説明によりますと、私中座してござい
まして、その点御議論があつたかと思
うのですが、この前の法務委員会の時
に、一松委員から調査勧告することが
できるという、その字句についてい
う御質問があつて、先ほどもしかし
あつたと思うのでございます。そうす
ると、局長のお答えでは、調査でき
るといふことは、しない場合もあるの
ではないかと一松委員の御質問に対
し、局長はいえ、そういうことはござ
いませんとお答えでございまして、
そうすると、今の御答弁によりまして、
やはり全部にわたつて調査勧告する
ということはないような御答弁で
ございまして、私この前伺つたのは私
の聞き間違いでございませうか、ど
うでございませうか。非常に反対の印象を
受けるわけですが、それをまたこの次
までの機会に十分お話し合いたいと思
つております。そこで今私、高橋委員長

がそういうケースの調査がないとおつ
しやつたことは、私の法案の改正をす
る場合に非常に大事なポイントでござ
いますので、そういうケースを一度調
査して御提出願いたいと思つてござ
います。

○委員長(高田なほ子君) では、どうぞ
宇田川家庭局長の方でもし御調査がで
きますれば、そのデータをおそろえ
いただければけっこうだと思つてござ
います。御希望に添うようにはかつては
たいと思つております。

どうも長時間大へん御熱心にありが
たうございました。
最後に、ちよつとお知らせをいたし
ますが、本日、本件について陳情書が
各委員のお手許にも参つておると思
いますが、陳情書の文面は
去る二月十七日、衆議院において家
事審判法の一部を改正する法律案中
第十五条の二を修正の上可決されま
したが、私どもは婦人の立場からこの
修正に強く反対するものであります。
もしこの修正案がそのまま成立し
ましたならば、義務の履行状況、調
査勧告の申出が事実上困難である現
状では、権利者にとつてこの修正は
かえつて不利益であります。ことに
権利者の大部分が婦人であることを
思ひますとき、依然として泣き寝入
りとなる婦人があつたと断らぬこと
を恐れるものであります。

このゆえに、先般修正された「権利
者の申出があるときは、」を削除し、
政府原案通りに可決されますよう要
望するものであります。

昭和三十一年三月十日
主編連合会会長 奥 むめお
大学婦人 山崎 文
協会会長

社団法人日本
看護協会会長 林 壇
日本キリスト教
女子青年会会長 植村 環
日本婦人平 上代 たの
和協会会長
日本婦人有権 松生 徳子
者同盟副会長

こうした六婦人団体を代表せられま
して陳情書が参つておりますので、御
審議の節にも、十分陳情書の趣意を体
せられますことを希望申し上げるよう
なわけでありませう。

本日はこの程度で散会いたします。
午後五時四十二分散会
三月一日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、外国人登録法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
二月七日)

三月八日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、下級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は二
月二十八日)

三月九日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。
一、裁判所法の一部を改正する法律
案(衆)
一、違憲裁判手続法案(衆)

最高裁判所は、前項に定めるもの
のほか、別に法律で定めるところに
より、一切の法律、命令、規則又は
処分について、それらが憲法に適
合するかしないかを裁判により決
定する権限を有する。

第七條(裁判権)を「争訟に
係る裁判権」に改め、「最高裁判所
は、」の下に「法律上の争訟につき、」
を加える。

附則
この法律は、公布の日から起算し
て一箇月を経過した日から施行す
る。

違憲裁判手続法案
違憲裁判手続法
(この法律の趣旨)
第一條 この法律は、国の最高法規
である日本国憲法の各条規が正し
く運用されることを確保するため、
日本国憲法第九十八條第一項及
び第八十一條の規定に基き、最高
裁判所が、裁判所法(昭和二十二年
法律第五十九號)第三條第二項に
規定する権限として、一切の法律、
命令、規則又は処分が憲法に適合
するかしないかを裁判により決定
する手続その他の事項について定
めるものとする。

(訴訟手続による裁判)
第二條 最高裁判所(以下単に「裁判
所」といふ)は、第五條に規定する
訴訟において前条の裁判を行う。

(事件の審理及び裁判)
第三條 事件の審理及び裁判は、大
法廷で行ふ。

(裁判官の除斥)
第四條 裁判官は、その者が第五條
に規定する訴訟の当事者又はその
訴訟代理人であつたときは、当該

訴訟につき職務の執行から除斥さ
れる。

(訴の提起)
第五條 衆議院議員及び参議院議員
のそれぞれの定数を合計した数の
四分の一以上の員数の国会議員
は、法律、命令、規則又は処分に
ついて、それらが憲法に適合しな
いとの裁判を求めるとき、検事総
長を被告として、裁判所に訴を提
起することができる。

(訴提起の期間)
第六條 前条の訴は、法律、命令又
は規則が公布された日から、処
分については当該処分があつた日
から、それぞれ、六箇月以内に提
起しなければならない。

(訴状)
第七條 第五條の訴の提起は、訴状
を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、裁判所が定めるところ
により、申立の趣旨、理由その
他必要な事項を記載しなければな
らない。

3 訴状が前項の規定に違反する場
合においては、裁判所は、相当の
期間を定め、その期間内にけん欠
を補正すべきことを命じなければ
ならない。

(不適法な訴の却下)
第八條 不適法な訴であつて、その
けん欠が補正することのできない
ものであるときは、裁判所は、口
頭弁論を経ないで、判決をもつて
訴を却下しなければならない。

(原告代表者)
第九條 原告は、当該訴訟を行わせ

るため、その中から三人以内の代表者(以下「原告代表者」といふ)を定めなければならない。

2 原告代表者は、当該訴訟について、原告の全員ののために、一切の裁判上の行為をする権限を有する。

3 原告代表者は、二人以上あるときは、訴の提起、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張及び訴の取下については共同して、その他の訴訟行為については各自、原告を代表する。

4 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五十三条及び第五十四条の規定は、原告代表者に準用する。

5 原告代表者でない原告は、裁判所の許可がなければ、訴訟行為(訴の提起、原告代表者の選任、第十四条第一項の規定による訴訟からの脱退及び第十五条第二項の規定による承継の申立を除く)をすることができない。

(指定代理人)

第十条 被告である検事総長は、検察庁の職員でその指定するものに訴訟を行わせることができる。

2 前項の規定により指定された者は、当該訴訟について、訴訟代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

(訴訟代理人の選任)

第十一条 当事者は、弁護士のほか、弁護士法第五条第三号に規定する大学を定める法律(昭和二十五年法律第八十八号)に規定する大学の学部、専攻科又は大学院において五年以上法律学の教授又は助教の職に在つた者を、訴訟代理人に

選任することができる。

2 訴訟代理人は、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張、訴の取下及び第十四条第一項の規定による訴訟からの脱退については、特別の委任を受けなければならない。

3 民事訴訟法第五十三条、第五十四条、第八十一条第三項本文及び第八十三条の規定は、訴訟代理人に準用する。

(申立の趣旨の拡張)

第十二条 原告は、次に掲げる法律、命令、規則又は処分について、申立の趣旨を拡張し、それらが憲法に適合しないとの裁判を求めることができる。ただし、これにより訴訟手続が著しく遅延すると認められる場合は、この限りでない。

一 申立に係る法律、命令若しくは規則の実施するため、又は当該法律、命令若しくは規則の委任に基づいて、制定された法律、命令又は規則

二 申立に係る法律、命令又は規則に基づいてされた処分

(訴の取下及びその効果)

第十三条 原告は、何時でも、訴の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の規定による訴の全部又は一部の取下があつた場合においては、当該訴訟の原告であつた者は、当該取下の時ににおけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当該取下られた訴に係る法律、命令、規則又は処分について再び訴を提起することができない。

(訴訟からの脱退)

第十四条 原告は、何時でも、訴訟から脱退することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により訴訟から脱退した者に準用する。

(訴訟手続の中断)

第十五条 原告が、死亡その他の事由により原告たる資格を喪失し、又は前条第一項の規定により訴訟から脱退したことにより、原告の総数が第五条に規定する員数に満たなくなつたときは、訴訟手続は、中断する。

2 前項の規定により訴訟手続が中断したときは、裁判所は、遅滞なく、国会議員であつて当該中断した訴訟の原告たる地位を承継する者があるときは、裁判所の定める期間内に裁判所に対して承継の申立をすることができ旨を官報で公示しなければならない。

3 前項の規定による承継の申立をした者は、同項に規定する裁判所の定める期間の経過した時から、原告になるものとする。

4 前条第一項の規定により訴訟から脱退した者は、当該脱退の時ににおけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当該訴訟につき、第二項の規定による承継の申立をすることができない。

5 第一項の場合において、第二項に規定する裁判所の定める期間の経過した時に、原告の総数が第五条に規定する員数に満たないときは、同項に規定する裁判所の定める期間の経過した時に訴の取下があつたものとみなす。

第十六条 当事者は、訴訟につき、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、別段の規定がある場合は、この限りでない。

(口頭弁論)

2 原告又は被告が、口頭弁論の期日に出席せず、又は出席しても本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者の提出した訴状、答弁書その他の準備書面に記載した事項は陳述したものとみなして、出頭した相手方に弁論を命ずることができる。

(証拠調)

第十七条 裁判所は、職権で証拠調をすることができる。

2 公務員又は公務員であつた者は、その職務上の事項について証言又は書類の提出を求められたときは、他の法令の規定にかかわらず、職務上の秘密を理由として、これを拒むことができる。

(証人等の宣誓義務)

第十八条 証人又は鑑定人には、裁判所の定めるところにより、宣誓をさせなければならない。

(証人等に対する過料)

第十九条 証人又は鑑定人が、正当の理由がなく、出頭しないとき、又は宣誓、証言若しくは鑑定を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処する。

(調査の便宜)

第二十条 裁判所は、公務所又は公私の団体に対して必要な調査を嘱託することができる。

(判決)

第二十一条 第一条の裁判は、判決によつて行ふ。

(判決事項)

第二十二条 裁判所は、原告の申し立てない法律、命令、規則又は処分について判決をすることができない。

(判決の記載事項)

第二十三条 判決には、主文及び理由を記載しなければならない。

(判決の効力発生)

第二十四条 判決は、言渡によつて効力を生ずる。

(法律等の無効)

第二十五条 法律、命令、規則又は処分は、それらが憲法に適合しないとの裁判があつた場合に、その効力を有しないことになるものとする。

(違憲裁判の効果)

第二十六条 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判は、当該法律、命令、規則又は処分に基づいて当該判決の言渡前に生じた事項に影響を及ぼさない。ただし、法律で別段の定をすることを妨げない。

(違憲裁判の公示)

第二十七条 裁判所は、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をしたときは、すみやかに、その要旨を官報で公示し、かつ、その裁判書の正本を内閣に送付する。その裁判が、法律に係るものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付する。

(裁判の費用)

第二十八条 裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

（最高裁判所規則の制定）

第二十九条 この法律に規定するもののほか、第一条の裁判に関し必要な事項は、裁判所が定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、裁判所法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前に公布された法律、命令又は規則及びこの法律の施行前にされた処分に対する第六条の規定の適用については、この法律の施行の日に、当該法律、命令若しくは規則が公布され、又は当該処分があつたものとみなす。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、売春問題に関する請願（第七二〇号）

一、戸籍法第二百二十八条改正に関する請願（第七六三号）

一、人権擁護事業予算増額に関する請願（第七七八号）

一、借地借家人組合法制定に関する請願（第八〇〇号）

第七二〇号 昭和三十一年二月二十七日受理

売春問題に関する請願

請願者 大阪市西成区山王町四ノ一大阪府新地組合連合会内 藤原茂雄外八名

紹介議員 一松 定吉君

現下社会の実相や経済の実状を無視してまで売春の全面的禁止を行うことは、かえつて性道徳のたい廃と性病のまん延を招き、更に人権無視とさく取の暗黒面の増加を招くものであるから、今回政府に設置される由の売春問題審議会において特飲業界の経緯に基く公正なる意見が述べられる機会を与えられたいとの請願。

第七六三号 昭和三十一年二月二十八日受理

戸籍法第二百二十八条改正に関する請願

請願者 岐阜市議会議長 早川 光治郎

紹介議員 古池 信三君

現行戸籍法の規定では、新法施行後十年において旧法の規定による戸籍を新法に改製し終らなければならぬことになつてゐるが、新法施行後既に七年を経過した今日新法に改製されたものは大体二、三割程度で、きたる三十三年には七、八割の戸籍を一時に改製せねばならぬこととなり、戸籍事務の練達性、経費等現下の市町村の状況からその困難性が憂慮せられるから、この困難をある程度緩和するため最少十箇年旧法の規定による戸籍の改製を延期するよう戸籍法第二百二十八条を改正せられたいとの請願。

第七七八号 昭和三十一年三月一日受理

人権擁護事業予算増額に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市四条町一、三四三栃木県人権擁護委員連合会内 新 江寅

紹介議員 植竹 春彦君

人権擁護委員は、憲法の保障する国民

の基本的人権を擁護することを使命として日夜その重責の完遂に腐心しているが、この職務遂行のために配布されている政府予算が僅少のため十分の成果を挙げ得ない実状にあるから、すみやかに本予算の増額措置を講ぜられたいとの請願。

第八〇〇号 昭和三十一年三月一日受理

借地借家人組合法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷 二ノ四七八 井上正信 外二十二名

紹介議員 藤原 道子君

住宅問題の紛争はその経済的立場から、常に借地借家人の不利な結果として終つてゐる。この不公正な事実を解消するために、(一)借地、借家人の団結権、団体交渉権の保障、(二)組合代表又は組合の委任を受けたものは代理人として地主、家主と協約、交渉する権限を持つ、(三)借地、借家人に関する調停事件には調停委員として組合代表を必ず一名以上立ち合わせる、(四)土地、家屋賃賃額格評定委員は必ず組合の推薦したものを入れる、(五)政府及び地方自治体の土地、住宅審議会等には必ず組合代表も入れること等の内容をもつ借地借家人組合法を制定せられたいとの請願。

昭和三十一年三月十六日印刷

昭和三十一年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局